

飼養衛生管理基準の改正案の概要

消費・安全局動物衛生課
令和3年6月23日

鶏その他家きんの基準

- 1 飼養衛生管理を行うに当たり踏まえるものとして、これまで記載があった飼養衛生管理基準に加えて、飼養衛生管理指導等計画を追記。[1]
- 2 大規模農場においては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することを新設。[5-(2)]
- 3 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者は、対応計画を策定することを新設。
[5-(3)]
- 4 これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組を実施することを規定。[8]